

## 特別養護老人ホームこはく苑短期入所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人琥珀会が運営する特別養護老人ホームこはく苑短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者(以下「職員等」という。)は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホームこはく苑短期入所生活介護事業所
- ② 所在地 岩手県久慈市小久慈町第19地割118番地1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤で兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 職員等

医師 1名(嘱託)

生活相談員 1名以上(事務職員兼務)

看護職員 2名以上(常勤、内1名機能訓練指導員と兼務)

介護職員 10名以上(常勤)

機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)

栄養士 1名(常勤)

調理員 1名以上

職員等は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、特別養護老人ホームこはく苑の空床利用とする。  
(空床定員8名)

(内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制
- ⑥ 生活相談

## 2 その他の費用

事業所は、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 居住費については、重要事項説明書に定める所定の料金を徴収する。
- 2) 食事の提供に要する費用については、重要事項説明書に定める所定の料金を徴収する。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者又はその家族に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 職員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、久慈市広域圏内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 職員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームこはく苑と併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームこはく苑の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 職員等は、常に災害を未然に防止するよう努めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急の事態に備え、マニュアル等の整備を図るとともに、定期訓練を実施するものとする。

(職員等の研修)

第11条 事業所は、職員等の資質の向上及びサービスの質の向上を図るため、研修の機会及び体制の整備を図るものとする。

(秘密保持)

第12条 職員等は、利用者又は家族の秘密保持のため、次の事項を遵守するものとする。

- 2 職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書をもって利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 4 職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員等との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置し、社会福祉法人琥珀会福祉サービスに係る苦情解決事業実施要綱により対応するものとする

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、

理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(補則)

第 16 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人琥珀会理事長と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。